

# STOP! THE <sup>—やんぼ—</sup>ハツ場ダムニュース



IN 埼玉

No.42

2014・11.15.

●ハツ場ダムをストップさせる埼玉の会・代表 藤永知子●

ハツ場ダム周辺工事で有害物質を含む鉄鋼スラグの使用など、様々な問題が続出！！

## 私たちはハツ場ダム建設の中止を求めます！

ハツ場ダム「公金支出差止等請求住民訴訟」の提起から10年、埼玉住民訴訟の控訴審は12回の進行協議と2回の口頭弁論を経て、去る10月7日に判決の言い渡しがありました。東京高裁の良識ある判断を期待したものの、残念ながら敗訴でした。

私たちはハツ場ダムの不要性、不当性を立証してきましたが、三輪和雄裁判長は「建設計画に重大な欠陥はなく、国土交通省の通知に基づく県の支出に違法性がない」と判断しました。この不当な判決に対し、私たちは、直ちに上告の手続きをしました。

6都県のハツ場ダム住民訴訟は、これですべて上告され、最高裁の判断にゆだねられますが、この国の民主主義の実態が正され、この裁判で勝訴することを願っています。

### ——紅葉を迎えた吾妻渓谷周辺は大変な事態が続出！——



10月1日に吾妻線の付替え鉄道の開通、ハツ場大橋と名付けられた湖面1号橋の開通など周辺工事が進められ、本体工事の着工の準備が整い、本体工事の落札業者も決まりましたが、現地では様々な問題が起きています。

本体工事入札の談合疑惑、代替地や道路整備にフッ素や六価クロムなど有害物質が含まれる鉄鋼スラグの使用、付替え国道145号の脆弱な地質（熱水変質帯）、地元住民にとっての生活道路である現国道の廃道化などの問題が生じています。

これらの問題が解決されないまま、本体工事の竣工式に進もうとしています。

ダム湖に水を貯めたら地すべりを引き起す危険性があるハツ場ダム、国の名勝吾妻渓谷を喪失させるハツ場ダムの本体工事が目前に迫っています。私たちは本体工事の中止を求め、さらに声をあげていきましょう！

大高文子

# ハッ場ダム埼玉住民訴訟の東京高裁判決

弁護士 野本夏生

ハッ場ダム埼玉訴訟の控訴審は、今年4月22日に結審をした後、判決言い渡し期日が「追って指定」とされていましたが、9月に入って期日指定があり、10月7日(火)午後1時15分から判決の言い渡しが行われました。

すでにマスコミ報道を目にされた方も多いかと思いますが、残念ながら、住民側の請求を却ける全面敗訴の判決となりました。

このハッ場ダム住民訴訟では、国土交通大臣が発した負担金納付通知に県が盲目的に従わなければならないものなのか、それとも県は地方財政法などの財務会計法規や特定多目的ダム法、河川法等の規定を踏まえて、ハッ場ダム事業への参加の必要性を独自に検討すべきであるのかが最大の争点となっています。この点について、東京高裁は、国土交通大臣の納付通知に“重大かつ明白な瑕疵が存する場合でない限り”、県はこの納付通知を尊重してその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、これを拒むことは許されないという判断枠組みを示しました。

この東京高裁が示した判断枠組みは、1日校長事件の最高裁判決(平成4年12月15日判決)に依拠したものになっています。しかし、1日校長事件と本件とは事案が全く異なります。1日校長事件は、教頭職にあった教師の退職金を“水増し”させるため、年度末に1日だけ校長に昇進させ、そうすることによって校長職としての退職金を支払うことになった東京都教育委員会の人事処分を、住民訴訟を通じて是正させようとした事案でした。教育委員会という都からの独立性が担保された別組織の長の判断に対する介入となるという側面があり、厳格な判断枠組みが採られることに一定の合理性がありました。これに対し、ダム事業への参加の必要性をめぐる国と地方との関係は、国の判断を是として受け入れることが原則、というものではありません。意見聴取の手段の中で、県が独自の見解を主張し、修正を求めることを可能にしている河川法63条の規定などがその関係性を表しています。国が決定した事業について、県独自の判断を基本的に封じることになってしまう今回の判決の論理は、こうした法の構造を無視した余りにも乱暴なものと言わなければなりません。

原告らは、10月20日、高裁判決を不服として、最高裁に上告及び上告受理の申し立てをしました。他の1都4県の訴訟とともに、埼玉事案も最高裁に場を移すことになりました。引き続き、ご支援の程、よろしくお願い致します。

## 高裁判決に対する抗議声明

1 本日、東京高等裁判所第24民事部（三輪和雄裁判長 異動により高野伸裁判長が代読）は、八ッ場ダムに関する公金支出差止等請求住民訴訟に対する判決を下した。判決は、控訴人らの主張をまったく理解することなく、不当にも以下述べるように控訴人の主張を退けた。

2 本件判決は、

①判断枠組みとして、地方は国の判断に拘束される立場に立つとして、国の判断に重大かつ明白な違法ないし瑕疵がない限り、違法と認めることはできない、②八ッ場ダムの利水については、ダム使用权の設定申請を取り下げるかどうかは県知事の裁量に委ねられており、その判断について裁量の逸脱、濫用があるとはいえない、③治水については、八ッ場ダムの建設によって埼玉県が治水上、河川法63条にいう『著しく利益を受ける』ことを否定することはできない、④貯水池周辺のダムサイト及び地滑り等の危険性については、ダムそれ自体の瑕疵が重大かつ明白であって、ダム建設に関する基本計画が無効であるという場合でなければ違法にならないという原判決と基本的には同じ判断枠組みに立ち、国の主張を丸呑みにして、住民の疑問を一顧だにせず、⑤環境問題に関しては控訴人らの主張をほとんど無視し、本件支出命令が違法であるとは言えないとして請求を棄却した。

3 こうした本件判決の判断は、控訴人らの主張をまともに受け止めようとしらないもので、行政がすすめる公共事業の無駄遣いを司法の立場でチェックしようとしせず、むしろ無駄な公共事業を積極的に奨励するものにほかならない。

4 本日の判決は司法の役割を放棄した不当な内容であるから、控訴人らは最高裁判所へ上告手続を行うとともに、他県の住民訴訟の控訴人らとも手を携え、引き続き闘い続けることを表明する。今後とも、皆さまのご支援をお願いする。

2014年10月7日

八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会 控訴人団  
八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会 弁護団

# ハッ場ダム問題の現状

嶋津暉之

## (1) ハッ場ダム本体工事とその入札疑惑

これから先、どのような状況になっていくか、不透明なところがありますが、残念なことに、私たちが反対し続けているハッ場ダムの本体工事が始まろうとしています。

ハッ場ダム本体工事の入札公告が今年1月8日に行われ、8月6日に清水建設等の共同企業体（JV）が落札し、8月20日に契約を結びました。このJVはもともとは鹿島建設を中心とするJVであったのですが、途中で、東京港トンネル工事の死亡事故により、鹿島が入札停止処分を受けたため、JVの構成が変わりました。しかし、5月初めにあった技術対話では停止処分中の鹿島も参加して技術提案を行っており、不可解な動きがあります。ダム建設技術で最先端を行く鹿島の技術を取り入れて、本体工事の内容が組みまれ、その結果として落札業者が決まり、鹿島が裏で本体工事を仕切ることになるのではないかという推測もされています。この点で、落札業者の決定は談合の疑いがあるのです。このことから、ハッ場あしたの会は8月6日に関東地方整備局に対して、「ハッ場ダム本体工事の入札中止の申し入れ」を行いました。

## (2) これからのこと

本体工事の着手は今年10月からという報道がありましたが、今のところ、始まったのは10月16日からの現地測量であって、起工式の日程も明らかにされていません。ダム本体工事着手の前提となる仮締切工事は工期が7月31日から10月31日に延期されていましたが、さらに来年1月16日まで延期されました。

今回の本体工事の契約が2018年10月1日までとなっているのは、国庫債務負担行為として、後年度にまで契約が及ぶ場合は国が支出を約束する期間の上限が5年になっているからであり、これでダムが完成するわけではありません。その後の残工事があります。ハッ場ダムの竣工予定は2020年3月であって、2019年度中ごろに本体を完成させ、半年間の試験湛水で竣工に持ち込むことになっています。

今回の清水建設JVの落札で決め手になったのは514日の工期短縮提案です。これが鹿島の技術ではないかとされています。しかし、実際の工事で514日も短縮するとは考えられず、この提案が実際にどのような意味を持つかは分かりません。

本体コンクリートの打設日数は技術的に短縮できたとしても、ダムサイト予定地は熱水変

質帯や無数の割れ目などがあるため、実際に掘ってみると、どのような地質が出てくるか分かりません。その地質の状況によっては設計変更を余儀なくされ、本体工事が予定通りに進まない場合もあるのでないかと考えられます。

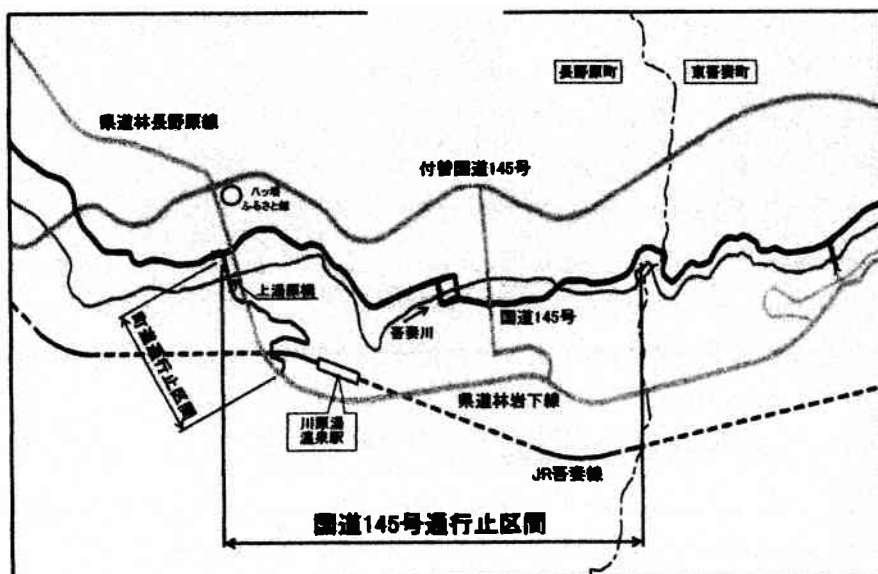
さらに、仮にダム本体が完成したとしても、その後、水位を上下させてダム本体の安全性や地すべりの有無を確認する試験湛水でどうなるのか、分かりません。ハッ場ダムでは試験湛水の期間を半年間しか見ていませんが、貯水池予定地周辺の地質が脆弱なハッ場ダムでは地すべりの発生により、大滝ダム（奈良県）や滝沢ダム（埼玉県）のように、完成が9年間、5年間も延びることも予想されます。

このように、ハッ場ダム本体工事は地質の面で前門の虎（ダムサイト）、後門の狼（貯水域周辺）を抱えており、その先行きは不透明なままです。

### （3）現国道の廃道化

10月下旬になって群馬県と国土交通省はハッ場ダム予定地の現国道を11月18日に廃道化して通行止めにするを地元へ告知しました。

廃道にする区間は、ダムサイト予定地だけではなく、原石山（東吾妻町大柏木）からの道につな



がる区間も含まれ、ダムサイト予定地の直下から上流3.6kmにもなる長い区間です。

現国道のこの区間は、現在、水没予定地（川原湯、川原畑）で暮らす住民の生活道路になっているところです。

今年8月上旬に地元住民の有志が現国道の存続を求める要望書、「地域住民の生活道路である国道145号線の廃止並びに通行止めは地域住民の足を奪うだけでなく、心情をも踏みこむ行為であり、到底受け入れることは出来ない」とする要望書を群馬県（現国道の管理者）に提出しているにもかかわらず、何の協議もなしに、群馬県は廃道化を告知しました。住民を追い立てるためにやっていると考えざるを得ません。住民からすれば、移転予定の代替地の場所はダム完成後は地すべりの危険があって不安があるから、移転できない状態が続い

ているのであって、たまったものではありません。

現地ではこのような生活権無視ともいえるべきことが罷り通っているのです。

## (4) 鉄鋼スラグ問題

ハッ場ダム予定地では代替地や道路等の整備に大同特殊鋼の有害な鉄鋼スラグが使われたことが大きな問題になっています。この鉄鋼スラグはフッ素や六価クロムなどの有害物質を含むだけでなく、水分を含むと膨張する性質があります。そのため、再生砕石として鉄鋼スラグが使われた道路や擁壁などでは有害物質が徐々に流出する危険性があるだけでなく、鉄鋼スラグの膨張により、構造物が変形していくことも心配されています。

有害物質を含む鉄鋼スラグは産業廃棄物として処分しなければならないところ、大同特殊鋼はその処分費用（通常1トン当たり2～3万円）を浮かすため、佐藤建設工業に1トン数百円程度を払って引き取らせ、佐藤建設工業はそれを通常の砕石に混ぜて受注工事に使用するだけでなく、材料業者として各工事の受注会社に納めてきました。佐藤建設工業は通常の砕石のみを使う場合と比べて、大幅にコストダウンができることから、工事業者、材料業者としてのシェアを増大したとされています。

毎日新聞がこの問題をスクープとして取り上げ、追及してきたことにより、関東地方整備局が重い腰を上げて再調査を行い、10月27日に中間報告を発表しました。

この中間報告は大同特殊鋼の鉄鋼スラグが使われた箇所をピックアップしたということであって、その分析結果と対策については先のことになっています。

今回、関東地方整備局が発表した箇所だけでもハッ場ダム関係工事でかなりの範囲に及んでいます。同特殊鋼の聞き取りで鉄鋼スラグの出荷記録があるのが14箇所、現地調査で鉄鋼スラグと類似材料の混入が現時点で露出した状態となっているところが10箇所、そのうち、4箇所は前者の出荷記録のないものです<sup>[注]</sup>。露出した状態になっているところのみを取り出してもこれだけあるのですから、ボーリングをして本格的な調査を行えば、出荷記録のない鉄鋼スラグの使用箇所が大幅に増えるに違いありません。

今後、鉄鋼スラグ使用箇所については掘り起しを含む抜本的な対策工事を求めていくことが必要であると考えられ、鉄鋼スラグ問題はハッ場ダム事業を揺るがす問題になっていきそうです。

[注] この1箇所というのは文字通りの1カ所ではありません。たとえば、No.44のH24上湯原地区代替地他整備工事は上湯原3カ所、打越1カ所、横壁1カ所を含んでおり、今回判明した範囲でも広範囲に及んでいます。

## 美しい吾妻溪谷を壊さないで！

ハッ場ダムをストップさせる東京の会 田中清子

八場あしたの会による春の見学会（5月18日）から約5ヵ月。開催された秋の見学会にも参加して、重ねて美しい溪谷を壊さないで！と叫びたいと痛感しました。

去る10月1日に開通したばかりの「ハッ場大橋」（湖面1号橋）の上に立って水没予定地を一望してみると、だれもが同じ心境になるに違いありません。ダム本体工事の左岸、右岸（熱水変質帯）や打越代替地が手に取るように見渡せ、眼下にはゆるやかにカーブする吾妻川の流れ、色づき始めた山肌、あれが丸岩 etc. 見渡せる限りの展望はまさに日本有数の絶景地です。この素晴らしい自然と地域で営まれてきた社会を破壊して、水の底に沈めていいものだろうか。治水にも利水にも役立たない無駄なダムのために、水没させるなんて愚の骨頂ではないか・・・留めどもない感慨にひたりました。

この日、12時半に真新しい川原湯温泉駅に下車しました。道路工事や砂防工事など周辺は落ち着かない中、建物だけ立派な新駅を皮切りに現地見学会コースに出発です。紅葉が始まろうとする吾妻溪谷に沿って歩いていると、突然出現する提高29メートルの小ダムの壁面、道路面スレスレまでコンクリートの構造物が出来ているではありませんか。目前に迫ったダム本体工事着工をいやが上にも主張する存在です。本当にショックでした。

主催者の渡辺洋子さんは、今日の見学予定地を徒歩で移動するスケジュールを組み込こんでいました。そのお陰で吾妻溪谷はもとより、天然記念物の川原湯岩脈をはじめ川の流れや周辺の山々、自然林の織りなす風景をま近かに楽しむことが出来て、とても幸せでした。

他方、有害な鉄鋼スラグが道路の路床や擁壁に使用され、水を含んで道路がゆがんでしまった現場にはバスで向かいました。上毛新聞や毎日新聞で報道されても、下流域の市民には知らされていない工事の不正が判明し、今後、危険性や健康不安にどう対処していくのか、問題の解決方法は不透明なままなのです。

今回、私たちは「美しい溪谷を壊さないで！」という横断幕を作製して、見学コースを掲げて歩きました。本体工事着工を目前に控えて、国交省はその日程を明確にしようとしません。着工に反対する立場から、もしその日が来れば何らかのアクションを私たちは起こすつもりです。「Xデー」を目前にして、ささやかながらの抗議の意思を表明する作戦として、この日の横断幕行進となりました。3メートルの幕は風にあおられて、扱うのはかなり腕力が必要で容易ではありませんでした。おまけに道の駅では、危険活動と目されたのか、2人の男性店主がかけつけて来て、排除されてしまいました。仕方なく不動大橋まで移動し、欄干に幕を掲げて一休みしました。

なお、私たちがこの日歩いた国道は、11月18日正午以降、通行禁止となる発表されました。工事専用道路とする為という理由です。まだ居住している人の生活道路が奪われてしまうわけで、抗議の聲が高まっています。こうした住民の生活権無視、また前出の有害鉄鋼スラグの不正使用など明るみに出た問題さえ無視しようとする国交省の姿勢には、強い怒りを覚えます。

本体工事着工反対を最後まで訴えて行きたいと思う1日でした。

イベントのお知らせ

ハッ場ダム住民訴訟 10 周年報告集会



「今、川とひとを分断するもの」  
～1997年河川法改正の理念をとりもどそう～

日時：12月14日（日）午後1時30分～4時30分

参加費：500円

場所：全水道会館4階大会議室（JR水道橋駅下車徒歩3分）

講演：尾田栄章さん（元建設省河川局長）

旧建設省河川局長として、「河川環境の整備と保全」「関係住民の参加」を求めるなど、河川法改正を主導した。

1998年退職。現在、福島県広野町の任期付職員として、復興・再生事業に携わる。＜主な著書＞「セーヌに浮かぶパリ」（東京図書出版会）、「みちのくに徹する」（山海堂）

主催：ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会、ハッ場ダムをストップさせる群馬の会・茨城の会・埼玉の会・千葉の会・東京の会、ムダなダムをストップさせる栃木の会

●住民訴訟上告の 캄パのご協力をお願いします●

埼玉の会会員ならびに支援者の皆様へ

埼玉の会の活動は、皆さまの会費や 캄パによって支えられています。日頃より私たちの活動に対してご理解とご支援を頂きまして、心より感謝申し上げます。この程、住民訴訟上告の為、 캄パの協力をよろしくお願いします！



◆1口：1000円

◆郵便振替口座：0180-2-334-064

◆加入者名：ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会

事務局：さいたま市桜区大字神田 288-3-203（大高方）TEL&Fax：048-826-6178

★ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会 <http://yambasaitama.blog38.fc2.com/>

★ハッ場ダム訴訟 <http://yamba.sakura.ne.jp>★ハッ場あしたの会 <http://www.yamba-net.org>